

販路開拓きっかけづくり 事業補助金 【募集要領】

- ◆受付開始：令和3年4月15日（木）～
- ◆対象事業：令和4年3月末までに完了する事業が対象となります



【問い合わせ先】

村上市地域経済振興課

〒958-8501 村上市三之町1番1号

TEL 0254-53-2111

1. 制度の目的

本制度は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、中小企業者の地道な販路開拓等の取組や、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化や生産性向上の取組に対して、市が支援することで市内産業の活性化を図ることを目的としています。

※「地道な販路開拓等の取組」とは、新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等で、事業者の新しい取組をいいます。

2. 事業概要

(1) 対象者の要件

補助を受けることのできる者は、市内の農林漁業者等、市内に主たる事業所を有する中小企業者等、U・Iターンで市内に事業所を有する予定の者及び地域の産業振興を図る事業実施主体として市長が適当と認めるものです。また、市税の滞納がなく、同一年度内に産業支援プログラム事業補助金の交付を受けていないことが条件です。なお、販路開拓きっかけづくり事業補助金は通算3回の交付が限度となります。[※改正前の販路拡大きっかけづくり、産業元気づくり、6次産業化を含む]

①農林漁業者等

- ア 農業者、林業者及び漁業者
- イ 3以上の農林漁業者が組織する団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生産森林組合

②中小企業者等

- ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 2以上の中小企業者等により構成されるグループ
- ウ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

【中小企業の定義】

区分	資本金の額	従業員数
製造業・運輸業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

※個人企業は資本金の額は関係ありません。

③U・Iターンで市内に事業所を有する予定の者

- 申請日以前に継続して2年以上市外に住民登録があった者で次の各号のいずれかに該当するもの
- ア 申請日において市内に住民登録をして1年未満の者
- イ 申請年度中に市内に住民登録を有する意思のある者

④その他、地域の産業振興を図る事業実施主体として市長が適当と認めるもの

※ただし、別表で定める業種は対象外となります。

※個人事業主に関しては、市内に住民登録があることが条件となります。

※主たる収入を得ている事業が対象となります。また、他に所属している方（社会保険〔雇用保険含む〕加入者）は対象外となります。

※暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は対象外となります。

(2) 補助対象事業と対象経費

補助対象となる事業は、商工会議所又は商工会の支援を受けて経営計画書を作成し、計画に沿って販路開拓等に取り組む新たな事業が対象となります。対象経費は以下に定めるもので、補助事業期間中に実施した経費となります。

なお、機械設備の導入や施設の改修（ハード事業）を実施する場合、広報費等（ソフト事業）を併せて実施することが必要であり、ハード事業とソフト事業を絡めた販路開拓の取組が必要となります。

また、補助事業期間は交付決定日から令和4年3月31日までとなり、期間内に支払いを含めて完了する事業が対象となります。

●対象事業例

- ・ホームページの新規開設又は改良
- ・チラシ、パンフレットの作成
- ・商品パッケージ改良
- ・新商品ラベル作成
- ・機械設備の導入とチラシ作成（ハード事業＋ソフト事業）
- ・施設の改修とホームページ改良（ハード事業＋ソフト事業）
- ・商談会、展示会等への出展
- ・空き店舗を活用した店舗の増設とDMの郵送料（ハード事業＋ソフト事業）

●対象事業経費

①機械装置等購入費

- ・販路開拓が見込まれる機械設備、工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア等の購入
 - ※単なる機械の入替やパソコン・プリンター等の汎用品、販売・賃貸・見本とするための機械等の購入、個人売買による機械の購入、市外店舗用機械設備等は対象外
 - ※中古品の購入は対象経費として認めるが、個人からの購入やオークションによる購入は対象外。また、購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用も対象外
 - ※単価 50 万円（税抜き）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の交付を受けたあとであっても、一定期間（通常 5 年間）は処分（目的外での使用、譲渡、廃棄等）が制限されます。（以下、「処分制限財産に該当し、処分が制限されます」という。）

②広報費

- ・HP 作成や更新、チラシやパンフレットの作成（1 年間で使い切る分）、DM の郵送料（封筒代除く）、新聞折込、雑誌・インターネット広告、モール型 EC サイト出店に係る初期費用（出店ページ作成費含む）等
 - ※補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社の PR や営業活動に活用される広報費は対象外
 - ※福利厚生など他のサービスに付随する広告費は対象外
 - ※フランチャイズ本部が作成する広告物の購入は対象外
 - ※SEO 対策、クリック課金広告、サーバーレンタル料等は対象外
 - ※モール型 EC サイトへの出店にかかる月額費用、販売手数料は対象外

③展示会等出展費

- ・展示会出展料、装飾代（主催者対応分のみ）、備品レンタル代、通訳料・翻訳料等
※交付決定前の出展料の支払（申し込みは可）、他の補助を受ける出展料は対象外
過去に出展したことがある展示会は対象外

④開発費

- ・新商品の試作開発にかかる材料費、パッケージ改良等に伴うデザイン料等
※実際に販売する商品や製品の原材料及び販売する商品等を包装するために印刷や購入するパッケージの代金は対象外

⑤賃借料

- ・県外等でのPRイベント会場費、店舗増設に伴う空き店舗の家賃（開店1ヵ月前含む）、機械設備等のリース料又はレンタル料
※販売が伴うイベント会場費、店舗移設・工場増設に伴う家賃、3親等以内の親族からの店舗の賃借料等は対象外

⑥車輛購入費

- ・買物弱者対策に取り組む事業（生鮮食品及び日用雑貨等の販売）で、買物弱者の居住する地区で移動販売、宅配事業を行うための車輛購入費
※普通乗用車（軽自動車を含む）、事業に関係ない付属品、保険、自動車税等は対象外
※車輛購入は処分制限財産に該当し、処分が制限されます。

⑦委託費

- ・市場調査、企業・商品のブランディング等自ら実行することが困難な事業の委託費
※市場調査の実施にともなう記念品代、謝礼等は対象外

⑧外注費

- ・店舗の改装や看板設置など自ら実行することが困難な工事
※不動産の購入（増築、増床等）、建物の解体撤去、販路開拓に繋がらない店舗改修工事、市外店舗の改修費等は対象外
※店舗改装等の外注工事は処分制限財産に該当し、処分が制限されます。

●その他主な対象外経費

- ・ 交付決定前の発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 販売や賃貸等を目的とした製品、商品等の購入経費（直接収益を得る事業）
- ・ 駐車場代、保証金、敷金、礼金、仲介手数料等の経費
- ・ 名刺や事務用品等消耗品（封筒、インクカートリッジ、SDカードなど）
- ・ 5千円未満（税抜き）の製品の購入
- ・ 金融機関への振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料等
- ・ 各種保険料
- ・ 免許・特許等の取得や登録費
- ・ 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- ・ 公租公課 等

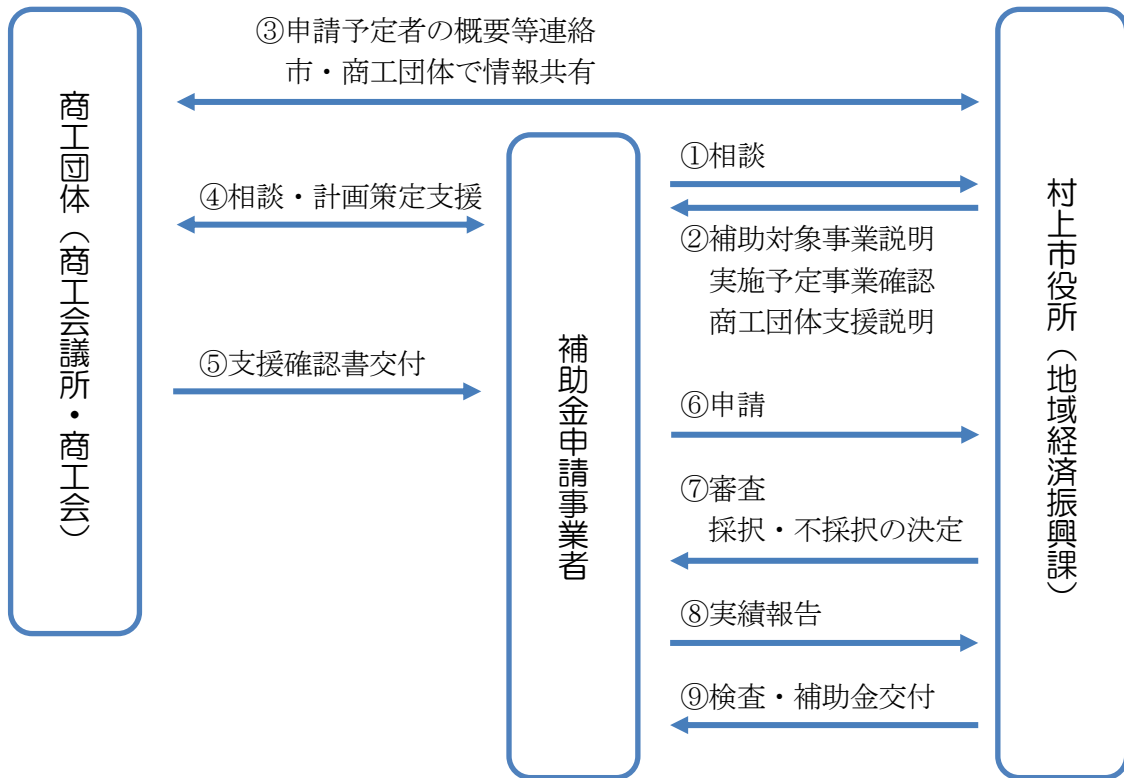
(3) 補助率・上限額

補助対象事業費の2分の1以内で、上限額は30万円（千円未満切り捨て）です。
ただし、重点分野には以下のとおり上限額を加算します。

- ① 空き家・空き店舗を使った店舗の増設 上限額10万円加算
※申請日時点で1年間使用されていないこと

3. 申請手続き・流れ

(1) 補助金申請事業スキーム



- ①補助金申請事業者相談
- ②補助対象事業経費の説明
実施予定事業の確認
商工団体の支援を受けて経営計画書・補助金交付申請書を作成する旨説明
商工団体に情報提供し、2者で情報を共有する旨説明
- ③市から対応する商工団体に申請事業者の事業概要等を説明
商工団体は、支援の状況等について適宜市に連絡
- ④補助金申請事業者は、商工団体の経営指導員の助言を受けながら経営計画書、補助金交付申請書を作成
- ⑤商工団体は経営計画書、補助金交付申請書等を確認のうえ、支援確認書を作成し補助金申請事業者に交付
- ⑥補助金申請事業者は必要書類を揃えて市役所に補助金申請書類を提出
- ⑦販路開拓に対する取り組みが確認できた場合、交付決定通知書により通知
申請内容に疑義が残る場合は不交付の決定
- ⑧事業完了後（全ての支払が完了後）30日以内に必要書類を添付のうえ、実績報告書を市役所に提出
- ⑨実績報告書及び状況に応じては現地検査のうえ補助金を交付

(2) 交付申請書の提出

令和3年4月15日（木）より受付開始 ※先着順、予算がなくなり次第終了

(3) 応募者（申請者）

事業を実施する代表者（代表団体の長）が応募者となります。

(4) 書類の提出（申請時）

①申請書類：申請に必要な書類を村上市ホームページでダウンロードすることができます。
また、村上市役所地域経済振興課、各支所産業建設課でも配布しています。

②受付窓口：村上市地域経済振興課

〒958-8501 村上市三之町1番1号

TEL：0254 - 53 - 2111

FAX：0254 - 53 - 3840

Eメール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp

③提出書類：補助金交付申請書（様式第1号）、事業実施計画書（別紙1）

収支予算書（別紙2）、経営計画書（別紙3）、支援確認書（別紙6）

任意グループ概要（別紙4）、市税の納税証明書（直近3年分）、見積書等

※支援確認書（別紙6）は、商工会議所又は商工会の支援を受けた後交付

※任意グループ概要（別紙4）は、グループでの申請時のみ提出

④提出方法：上記受付窓口を持参してください。

※事業開始の2週間前には提出してください。

(5) 書類の提出（実績時）

①提出書類：実績報告書（様式第8号）、収支精算書（別紙1）

事業実施報告書（別紙2）、発注書〔機械設備〕、契約書〔施設整備〕、

納品書、請求書、領収書等

※事業実施が分かる写真〔施設整備の場合は、工事前、工事中、工事後〕や

現物のほか必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

②提出期限：事業完了後30日以内又は令和4年3月31日のどちらか早い日まで

(6) 注意事項

- ①事業内容や経費に変更があった場合は、変更交付申請書の提出が必要となる場合があります。
- ②補助対象経費に係る支払いは令和4年3月31日までに全て完了する必要があります。支払いが4月以降となったものは補助対象になりません（クレジットカード等での引き落としを含む）。
- ③金券等の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券等での支払い、小切手等での支払いは認められません。金融機関での振り込み又は現金で支払ってください。なお、1取引10万円（税抜き）を超える支払いについては、現金払いを認めていません。
- ④補助金は、原則として実績報告書を確認し、検査後に支払います。
- ⑤事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- ⑥交付決定前の事業費は対象となりません。（交付決定前の発注を含む。ただし、展示会等の出展の申込みは除く）。
- ⑦事業採択の結果については、支援機関にも通知されます。
- ⑧事業完了後の状況について定期的に調査を行います（3年程度）。
- ⑨事業内容や実施効果、事業完了後の状況などは市のホームページで公開させていただきます。
- ⑩事業に関する書類等は補助金交付の翌年度から数えて5年間保管していただきます。
- ⑪本補助金は、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。
- ⑫本補助金は、所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することができます。
- ⑬補助事業において取得した財産については、金額の大小に関わらず善良なる管理者の注意をもって適切に管理する義務を負います。加えて取得価格または効用の増加額が1件あたり50万円（税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後も一定期間において、その処分等について市長の承認を受けなければなりません。
- ⑭補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分されます。

(別表) 対象外事業一覧

- 社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、宗教法人
NPO 法人、学校法人
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競争場・協議団
- パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸ぎ業、芸ぎ周旋業
- 場外馬券売り場及び場外車券売場
- 競輪競馬等予想業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 医療業（療術業を除く）・福祉業
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律相談所、特許事務所
- 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所、税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 行政書士事務所
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LIP（有限責任事業組合）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの
 - ・風俗営業（第1項）、キャバレー（第1号）、スナック・バークラブ（第2号）、
ナイトクラブ（第3号）、低照度飲食店（第5号）
 - ・性風俗関連特殊営業（第5項）
店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話
異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- 特定連鎖化事業に該当又は類似すると認められる事業
- みなし大企業
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業